法　律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百五号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万九百円」を「四十一万二千二百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「五万三百円」に改める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表(一)

職員の区分 ＼ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500

第十二条第二項第二号ロ中「四千百円」を「四千二百円」に改め、同号ハ中「六千五百円」を「七千百円」に改め、同号ニ中「八千九百円」を「一万円」に改め、同号ホ中「一万千三百円」を「一万二千九百円」に改め、同号ヘ中「一万三千七百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ト中「一万六千百円」を「一万八千七百円」に改め、同号チ中「一万八千五百円」を「二万千六百円」に改め、同号リ中「二万九百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ヌ中「二万千八百円」を「二万六千二百円」に改め、同号ル中「二万二千七百円」を「二万八千円」に改め、同号ヲ中「二万三千六百円」を「二万九千八百円」に改め、同号ワ中「二万四千五百円」を「三万千六百円」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改め、同号ロ中「百分の七十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改め、同号ロ中「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

附則第十一項中「百分の一・〇二五」を「百分の一・二三七五」に、「百分の一・三二五」を「百分の一・五三七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改める。

別表第一から別表第十までを次のように改める。